

四日市市国民健康保険支払準備基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第13号

四日市市国民健康保険支払準備基金条例の一部を改正する条例

四日市市国民健康保険支払準備基金条例（昭和39年四日市市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(基金の処分)</p> <p>第5条 基金は、災害その他の事由により増加した費用の財源に充てる場合、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、基金を処分し、又は積立の停止若しくは減額をすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金に充てる時。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>(基金の処分)</p> <p>第5条 基金は、災害その他の事由により増加した費用の財源に充てる場合、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、基金を処分し、又は積立の停止若しくは減額をすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等に充てる時。</u></p> <p>(3) <u>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による介護納付金に充てる時。</u></p> <p>(4) (略)</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(健康福祉部保険年金課)